

○桐生市シティブランディング推進補助金交付要綱

(令和5年6月1日施行)

(趣旨)

第1条 この要綱は、桐生市シティブランディング戦略の基本理念に則り、桐生市の都市ブランドの向上に資する活動を支援することを目的に、クラウドファンディングの方法によるふるさと納税の寄附金を原資とする補助金を交付することに関し、桐生市補助金の交付に関する規則(平成10年桐生市規則第4号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) クラウドファンディング インターネットを通じて、事業計画を公開し、不特定多数の者から寄附を受けることをいう。
- (2) ふるさと納税 地方税法(昭和25年法律第226号)第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、桐生市への愛着や誇り、また市内外の人々の郷土愛や推奨気運を醸成し、都市ブランドの向上に資する事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象事業としない。

- (1) 宗教活動又は政治活動を目的とするもの
- (2) 反社会的活動又は公序良俗に反する活動を目的とするもの
- (3) 法令に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 前各号に定めるもののほか、市長が補助金を交付することを適当でないと認めるもの

(補助対象事業者)

第4条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象事業者」という。)は、市内に住所を有する個人又は市内に事務所若しくは事業所を有する法人その他の団体であり、前条に規定する事業を実施するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付の対象から除くものとする。

- (1) 桐生市暴力団排除条例(平成24年桐生市条例第13号)第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員等のいずれかに該当するもの
- (2) 市税等に滞納があるもの

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第4号、同項第5号及び同条第5項に規定する営業を行っているもの

(4) 営業に関して必要な許認可等を取得していないもの

(5) その他、市長が不適切と認めるもの

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、別表に掲げるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、この要綱に相当する制度により国、群馬県又は市町村が交付する補助金の交付を受ける場合においては、補助対象経費のうち、当該国等の補助金の補助の対象となる部分については、補助対象経費から除くものとする。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の額の範囲内で、50万円又は当該補助対象事業について市がクラウドファンディングにより受けた寄附金の額のいずれか少ない額を限度額とし、予算の範囲内において交付するものとする。

2 補助対象事業者は、寄附金の額にかかわらず、当該事業を実施しなければならない。

(交付申請)

第7条 第3条第1項の補助対象事業を実施し、補助金の交付を受けようとする者は、桐生市シティブランディング推進補助金交付申請書(様式第1号。以下「交付申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、別に定める期間内に市長に提出しなければならない。

(1) 桐生市シティブランディング推進補助事業実施計画書(様式第2号)

(2) 桐生市シティブランディング推進補助事業収支予算書(様式第3号)

(3) 定款(個人にあつては不要)

(4) 役員名簿(個人にあつては不要)

(5) その他市長が特に必要と認める書類

2 市長は、前項の申請があつたときは、その内容を審査し、結果を桐生市シティブランディング推進補助金交付(変更・不交付)決定通知書(様式第4号)により、当該申請者に通知する。

3 市長は、前項の審査を有識者会議等に委任することができる。

(事業の変更等)

第8条 補助対象事業者は、当該事業を中止するとき又は交付申請書若しくは必要書類に変更が生じるときは桐生市シティブランディング推進補助事業変更(中止)承認申請書(様式第5号)を市長に提出し、あらかじめ承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、桐生市シティブランディング推進補助事業変更(中止)承認(不承認)通知書(様式第6号)により、当該申請者に通知する。この場合において、市長は、前段の承認に際して必要な条件を付すことができるものとする。

(決定の取消し)

第9条 市長は、補助対象事業者が次のいずれかに該当すると認めた場合には、決定を取り消すことができる。

- (1) 正当な理由がなく、事業を開始しないとき。
- (2) 第3条第2項に規定する事項に該当するものに至ったとき。
- (3) この要綱の規定に違反する行為があったとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により、この要綱の規定による認定を受けたとき。

(寄附の募集等)

第10条 市長は、補助対象事業について、桐生市が登録しているふるさと納税に係るインターネットポータルサイトに掲載し、期限を定めて資金提供者からの寄附を募るものとする。

2 補助対象事業者は、前項の寄附金の募集に必要な画像データ及び関連する資料を市に提供することとする。ただし、インターネットサイトに掲載された内容等に関する紛争及びトラブル等の一切の責任は、補助対象事業者が負うものとする。

(事業に対するふるさと納税の寄附額に基づく補助金の額の決定)

第11条 市長は、前条に規定する寄附金の募集が完了したときは、速やかに補助金の額を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の額を決定した場合において、その額が第7条第2項に基づき通知した交付決定額と異なるときは、桐生市シティブランディング推進補助金交付(変更・不交付)決定通知書(様式第4号)により、補助対象事業者に対して通知するものとする。

(事業の実施状況の報告)

第12条 市長は、補助対象事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、補助対象事業者に対し、当該補助対象事業の実施状況について随時報告を求め、及び検査することができる。

(事業完了の届出)

第13条 補助金の交付決定を受けたものは、補助対象事業の完了の日後30日以内又は補助対象事業の完了の日の属する年度の3月31日(当該日が休日に当たるときは、その直前の休日でない日)のいずれか早い日までに、桐生市シティブランディング推進補助事業実績報告書(様式第7号)に次に掲げる書類(以下「報告書等」という。)を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 桐生市シティブランディング推進補助事業実施内容報告書(様式第8号)
- (2) 桐生市シティブランディング推進補助事業決算書(様式第9号)

- (3) 桐生市シティブランディング推進補助事業補助金交付請求書(様式第10号)
- (4) 領収書等の補助金対象経費の支出を証明できる書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの
(補助金の額の確定等)

第14条 市長は、前条の規定による報告書等を受領した場合は、その内容を審査し、適合すると認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、桐生市シティブランディング推進補助事業補助金交付確定通知書(様式第11号)により当該補助対象事業者へ通知し、当該額を交付するものとする。

(事業の経理等)

第15条 補助対象事業者は、補助対象事業の経費については、帳簿及び証拠書類を備え、他の経理と区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助対象事業者は、前項に規定する帳簿及び証拠書類を補助対象事業の完了(中止の承認を受けた場合を含む。)の日の属する会計年度の翌年度から5年間これを保管しなければならない。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、桐生市シティブランディング推進補助金に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

別表(第5条関係)

区分	内容
報償費	講師又は専門家への謝礼等
人件費	補助対象事業の実施のために必要となる業務に直接従事する者への賃金等
旅費	交通費、宿泊料等
需用費	消耗品費、原材料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料等
役務費	通信運搬費等
手数料	振込手数料、クリーニング代、ごみ処理手数料等
保険料	損害保険料等
委託料	補助対象事業の実施のために必要となる業務の委託に要する経費
使用料及び賃借料	土地、施設等の借上料、OA 機器等の使用料等

設備費	内装又は外装の工事費、機械装置等の購入費等
販売促進費	広告宣伝費、ホームページ作成料等
その他	市長が特に必要と認める経費

様式第 1 号(第 7 条関係)

交付申請書

[別紙参照]

様式第 2 号(第 7 条関係)

実施計画書

[別紙参照]

様式第 3 号(第 7 条関係)

収支予算書

[別紙参照]

様式第 4 号(第 7 条関係)

交付(変更・不交付)決定通知書

[別紙参照]

様式第 5 号(第 8 条関係)

事業変更(中止)承認申請書

[別紙参照]

様式第 6 号(第 8 条関係)

事業変更(中止)承認(不承認)通知書

[別紙参照]

様式第 7 号(第 13 条関係)

実績報告書

[別紙参照]

様式第 8 号(第 13 条関係)

事業実施内容報告書
[別紙参照]

様式第9号(第13条関係)

事業決算書
[別紙参照]

様式第10号(第13条関係)

補助金交付請求書
[別紙参照]

様式第11号(第14条関係)

確定通知書
[別紙参照]